

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十四号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第三条の表第一号中「教育長」を「教育次長」に改め、同表第二号ア中「払出し」の

下に「並びに災害見舞金に係る歳入歳出外現金の出納」を加え、同表第四号中

入 本
歳 本

庁等の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税に係る歳
出外現金の払出しを通知すること。

を

ア 本庁等の源泉
歳入歳出外現金
イ 本庁等の災害
ること。

徴収に係る所得税及び復興特別所得税に係る
の払出しを通知すること。
見舞金に係る歳入歳出外現金の出納を通知す

に改める。

第六条の表第五号ア中「修繕費用」の下に「、駐車場使用料」を加え、同号中イをウ
とし、アの次に次のように加える。

イ 奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第三十条第二項（第
三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第三項及び第四項
並びに第四十八条の八第三項の規定により徴収する金銭の収納を行うこと。

第六条の表第十一号中「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改める。

第四十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 会計管理者は、歳入の収納に伴うつり銭に充てるために必要があると認めるときは、歳計現金の一部を出納員又は分任出納員に交付し、保管させることができる。

第四十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、会計局会計課長が本庁等の災害見舞金に係る歳入歳出外現金を受け入れようとする場合について準用する。

第四十九条第二項中「復興特別所得税」の下に「並びに災害見舞金」を加える。

附則第三項中「地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「地域振興部南部東部振興課、地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、医療政策部病院マネジメント課新総合医療センター建設室及び産業・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。